

令和8年度第4回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年7月14日(火)
午前9時30分 ～ 午前10時50分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 2 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	欠席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	欠席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人なし

令和 8 年度第 4 回総会

(開始時刻 9 時 3 0 分)

事務局（村田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 16 名、欠席委員は 2 名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、本日の総会が、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、議長である会長の開会の宣告ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、令和 8 年度第 4 回定例総会の開会を宣告します。

それでは、議事に入ります前に、総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして、私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 16 番、河本肇委員と、議席番号 17 番、岩本憲慈委員の、ご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可についてをお諮りします。なお、審議にあたり、1 番の案件につきまして、議席番号 10 番、田上光義委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に該当しますので、まず始めに 1 番の案件についてご審議いただき、その後に、2 番から 4 番の案件についてお諮りします。それでは、田上委員は、退席をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 3、4 ページ、公図は 5 ページをご覧ください。申請地は、室津支所から南東へ約 600 m、譲受人の自宅から

■■■■の距離に位置し、譲受後は、水稻を栽培する予定となっております。
譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。1番の案件について、現地確認をしましたので報告いたします。7月2日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。

申請地は、■■■■の近くの圃場整備田で贈与による所有権の移転です。譲渡人は、高齢で農業後継者がいないことや、圃場までの距離が遠く1筆なので以前より利用権設定により耕作していた譲受人に申し出たものです。譲受人は、認定農業者として、大規模に米麦を中心に夫婦と後継者で経営を行っており、一連の農作業機械を複数台装備しています。自宅から■■■■の地区の中央に位置し、譲受人の倉庫等の施設に隣接していて利便性が良く、現在、直売所に出荷する夏野菜を複数作付けされています。将来は、水稻となっておりますが、現在は、野菜が半分ぐらい作付けされており、適正に管理されておりました。何ら問題は無いと思われまふ。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませぬか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可についての1番について、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

田上委員は着席をお願いいたします。

それでは、2番から4番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書 1 ページをお開きください。2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 6、7 ページ、公図は 8 ページをご覧ください。申請地は、福江駅から北北東へ約 9 0 0 m、譲受人の自宅から [] の距離に位置し、譲受後は、水稻を栽培する予定となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 9、1 0 ページ、公図は 1 1 ページをご覧ください。申請地は、新下関駅から北北西へ約 1 k m、譲受人の自宅から [] の距離に位置し、譲受後は、野菜を栽培する予定となっております。

2 ページに戻りまして、4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 1 2、1 3 ページ、公図は 1 4 ページをご覧ください。

申請地は、内日支所から北北東へ約 2 . 7 k m、譲受人の自宅から [] の距離に位置し、譲受後は、水稻を作付けする予定となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有または部分作業委託する予定であり、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、2 番及び 3 番の案件につきまして、議席番号 5 番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号 5 番の田崎です。議案第 1 号 2 番について申し上げます。7 月 3 日、農業委員 2 名と事務局 2 名で現地調査にまいりました。申請地は、[] の近くにありまして、安岡と吉見の境にある農地です。譲渡人は、管理ができないことから譲受人に申し出たものです。譲受人は専業農家で、水稻と安岡葱を栽培しています。一生懸命に頑張っています。申請地には少し草がたっていましたが、前向きにすると言われてました。売買による所有権の移転で、何ら問題はないと思います。議案第 1 号 3 番について申し上げます。7 月 3 日、委員 2 名、事務局 2 名で現地調査にまいりました。申請地は、有富から新下関のバイパス側にある 1 2 0 m² の畑です。譲渡人は、体調不良となり耕作、管理が困難になったため、譲受人に申し出たものです。譲受人は、新規に農業を始め、自給用野菜を栽培するようです。申請地は、譲受人の自宅から [] ぐらいの距離で、管理機もあります。所有権の移転は、贈与となっております。2 番、3 番の案件について、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、4番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。議案第1号4番について説明します。7月2日、委員2名、事務局2名で現地調査を実施しました。元々、XXXXXXXXXXの共有田として共同作業をしていた農地で、最近は譲受人が保全管理を受託していました。現地はきれいに管理されていました。譲渡人は相続したものの、遠方に住んでおり、耕作出来ない為、譲受人に譲渡するものです。田植え、刈り取り、乾燥調製作業は手配済で、その他農作業に必要な農機具は所有しており次年度から稲作をする予定です。宜しくご審議ください。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可についての2番から4番について、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書15ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、転用面積は482㎡、位置図は17、18ページ、公図は19ページ、土地利用計画図は20ページでございますが、19ページの公図が印刷の影響で確認しづらい資料となっておりますので、タブレット端末にお送りしておりますメールの添付ファイル「2総会議案書」の1ページ目でご確認ください。申請地は、新下関駅から南南東へ約1.6kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。資材置場及び事業用駐車場を整備するもので、譲受人の要望に譲渡人が応じ、売買による所有権の移転となっております。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、ブロック緑石を設置する予定で、汚水

の発生はなく、雨水のみ、法定外道路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしており、「工事の完了の報告があった日から３年間、６か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

１５ページに戻りまして、２番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑１筆の一部で、転用面積は２，０１９㎡、位置図は２１、２２ページ、公図は２３ページ、土地利用計画図は２４ページをご覧ください。申請地は、新下関駅から北北西へ約１．２ｋｍに位置する、農業振興地域内の農用地でございます。賃借権を設定し、公共水道工事の施工に必要な作業ヤードを一時的に整備するもので、貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、すでにフェンスが設置されており、汚水はくみ取り式で、雨水は道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は追認案件で、借受人が、公共発注工事のため農地転用許可が不要という誤った認識のもと、すでに作業ヤードとして利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。また、本件は、「一時的な利用」であることから、令和９年３月３１日までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。本件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり、かつ、当該利用目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められ、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書も提出されていることから、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書１６ページをお開きください。３番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑１筆で、転用面積は２，５１８㎡、位置図は２５、２６ページ、公図は２７ページ、土地利用計画図は２８ページをご覧ください。申請地は、安岡支所から北東へ約１ｋｍに位置する農業振興地域内の農用地でございます。使用貸借による権利を設定し、一時的に駐車場として整備し、すべて貸し出すもので、借受人の要望に、貸付人が応じたものでございます。一体利用地１筆は、土地所有者から承諾を得ていることから確保は確

実で、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、小堤を設置する計画で、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は、「一時的な利用」であることから、許可後3箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が、下関市農業委員会会長あてに、提出されております。本件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、一時的な利用であり、かつ、当該利用目的を達成する上で、当該農地を供することが必要であると認められ、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書も提出されていることから、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

1番の阪田です。1番の案件についてご説明申し上げます。7月3日、農業委員2名、事務局2名で現地を調査いたしました。1年ぐらい前にも同じような内容で近くを現地調査いたしましたが、議案書の18ページを見ていただければ分かるのですが、勝山、一の宮の[]の先に国道2号線がございまして、2号線と山の間にある農地で、周辺も含め耕作放棄地となっております。譲渡人は、[]に居住しておりまして、[]になりますが、こちらへ戻ることもないようです。このまま完全に耕作放棄地となるよりは、土地利用の観点から、周辺の状況からしても致し方ないと思います。よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続いて、2番及び3番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。議案第2号2番について申し上げます。7月3日、委員2名、事務局2名で現地調査にまいりました。申請地は、有富地区の長安線の側にある地目は畑です。現地調査時には、既に、公共水道工事の作業ヤードとして使用されていまして。私も、工事が始まったことから、地元の知人から、ここで、こんなことができんかね？知ってるんかね？との報告を受けていました。

借受人は、公共事業を行うために、一時的な利用として、資材置場等の作業ヤードとして利用するもので、貸付人は借受人の要望に応じることにしたものです。工事期間は、許可後から令和9年3月31日までの一時転用となっています。詳しいことについては、事務局の説明のとおりです。この度の申請は、令和8年4月頃から利用していたことから、始末書が提出されている追認案件で、下関市長からの意見書も添付されています。

続きまして、議案第2号3番について申し上げます。7月3日、委員2名、事務局2名で現地調査にまいりました。申請地は、XXXXXXXXXXと農免道路を挟んで西側にある2,518㎡の畑1筆です。XXXXXXXXXXの駐車場増設工事で、職員用の駐車場を利用することになったことから、借受人が68台分の代替え用の駐車場を整備し、XXXXXXXXXXに全て貸し出すものです。貸付人は、現在耕作しておらず管理も難しいために、借受人の要望に応じたものです。詳細は、事務局説明のとおりです。一体利用地につきましては、土地所有者から承諾を得ており支障はなく、表面雨水が隣接地に一部放流されますが、何か問題がおきた場合は、土地所有者と協議し解決することになっています。申請に必要な書類も全て添付されており、許可後、3年後には原状回復となっています。2番、3番についてよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可について、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。なお、2番及び3番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第3、議案第3号、現況確認についてをお諮りします。タブレットの準備をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書29ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は34、35ページ、公図は36ページでございますが、36ページの公図が印刷の影響で確認しづらい資料となっておりましたので、タブレット端末にお送りしておりますメールの添付ファイル、2総会議案書の2ページ目でご確認ください。

併せて、添付ファイル、1 議案第 3 号関係資料の現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、安岡支所から東へ、約 1.7 km に位置する土地でございます。令和 8 年 7 月 3 日に、農業委員 2 名、最適化推進委員 1 名と事務局職員 2 名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね灌木や竹が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第 5 条第 3 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

29 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、37、38 ページ、公図は 39 ページでございますが、39 ページの公図についても同様に、添付ファイル、2 総会議案書の 3 ページ目でご確認ください。併せて、添付ファイル、1 議案第 3 号関係資料の現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、梅ヶ峠駅から南西へ約 2 km に位置する土地でございます。令和 8 年 7 月 3 日に、同様の現地調査を行いました結果、申請地は概ね灌木や竹が繁茂していましたので、要領第 5 条第 3 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書 30 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、40、41 ページ、公図は 42 ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、市役所本庁舎から北北東へ約 1.5 km に位置する土地でございます。令和 8 年 7 月 3 日に、同様の現地調査を行いました。■■■■■につきましては、一部に雑草が確認できましたが、果樹園や畑として利用されており、要領第 5 条に規定する非農地としての認定基準に該当しないと判断し、「農地」との判断になっております。■■■■■につきましては、概ね灌木や竹が繁茂していましたので、要領第 5 条第 3 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書 31、32 ページをお開きください。4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、43、44 ページ、公図は 45 ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR 美祢線 於福駅から西北西へ約 5.1 km に位置する土地でございます。

令和 8 年 7 月 7 日に、同様の現地調査を行いました。■■■■■と■■■■■につきましては、部分的に灌木等が繁茂しており、かつ傾斜地があり、平地部分は狭小かつ不整形でありましたので、要領第 5 条第 4 号アに該当し、「非農地」との判断になっております。■■■■■につきましては、一部が住宅への進入路として利用されており、昭和 44 年の航空写真にて、昭和 45 年 9 月末日以前

から進入路として利用していることが確認できましたので、要領第5条第2号アに該当し、残りの部分については、部分的に灌木等が繁茂しており、かつ傾斜地があり、平地部分は狭小かつ不整形でありましたので、要領第5条第4号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書33ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、46、47ページ、公図は48ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、王喜支所から南南東へ約800mに位置する土地でございます。令和8年7月2日に、同様の現地調査を行いました結果、申請地は概ね灌木が繁茂していましたので、要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。議案第3号現況確認1番について申し上げます。7月3日、委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地調査にまいりました。

申請地は、下関北運動公園近くの■■■■の坂を上ったところにありました。20年以上耕作を行っていないため、灌木や竹が繁茂しており、全員一致で、非農地と判断いたしました。

現況確認2番について申し上げます。7月3日、委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地調査にまいりました。申請地は、吉母地区の■■■■の近くにありました。平成16年以降耕作を行っていないため、既に灌木や竹が繁茂していて、全員で非農地と判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号1番、阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

1番の阪田です。3番の案件についてご説明いたします。7月3日、推進委員1名、農業委員2名、事務局2名で現地を確認いたしました。

申請地は、棕野トンネル、市街地に向かうトンネルですが、トンネルを抜けて■■■■にある畑です。手前の畑には花木が植えられておりましてので、全員で農地と判断いた

しました。また、奥の土地については、灌木や竹が繁茂しておりましたので、全員で、非農地と判断させていただきました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、4番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

16番の河本です。議案第3号の4について報告いたします。去る7月7日に農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局2名で現地を確認いたしました。現地は幅がせまい細長い土地で、灌木が生えており農地と利用できる状態ではなく非農地と判断いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続いて、5番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

松倉公一委員

議席番号4番の松倉です。5番の案件について、現地確認の結果を報告いたします。令和8年7月2日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局員2名で現地確認を行いました。確認時、申請地は、事務局説明のとおり、約20年前より耕作を行っておらず概ね灌木が繁茂しており、今後も農地としての利用は困難で調査した全員が非農地と判断いたしました。ご審議の程お願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第3号、現況確認について、3番のうち[REDACTED]は、農地とし、その外は全て非農地とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第4、議案第4号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書49ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。詳細につきましては、50ページから53ページの1、農用地利用集積等促進計画一括一覧表、令和8年7月31日公告予定分をご覧ください。

今後の事務処理ですが、ご承認いただいたのちに農地中間管理機構に対し策定要請を行い、農地中間管理機構から下関市長に対し認可申請が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

議案第4号関係資料の1ページから3ページに、地区別利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第4号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請について、原案のとおり承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり承認と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に農用地利用集積等促進計画一括の策定について要請いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第5、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画集積及び配分案に係る意見決定について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書54ページをお開きください。この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。1番、内容につきましては、55ページの1、農用地利用集積等促進計画集積一覧表をご覧ください。1番は、貸し手である地権者から農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。2番、内容につきましては、56ページの2、農用地利用集積等促進計画配分案と、57ページの利用権の設定を受ける者の経営状況をご覧ください。2番は、農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。

なお、配分のための県の公告日が令和8年9月30日の予定となっております。別紙、議案第5号関係資料の1ページから3ページに、集積に関する地区別利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。いずれの案

件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画集積及び配分案に係る意見決定について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案については、意見なしと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第 6、議案第 6 号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当する区域及び各区域における推進委員の定数について、日程第 7、議案第 7 号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の改正について及び日程第 25、報告第 14 号、令和 8 年度第 3 回総会議案第 7 号の訂正について案ですが、相互に関連しますので、一括で事務局に説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご説明いたします。議案第 6 号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当する区域及び各区域における推進委員の定数についてでございますが、まずはじめに、この度の議案上程に至った理由について、ご説明いたします。

先月の第 3 回総会、議案第 7 号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定の審議の際に、議席番号 3 番の新久保委員より、王司、清末地区では、担当区域の定数の影響により、現在、農地利用の最適化の推進活動に支障が発生しているのご意見がございました。前任者に確認したところ、以前から、地元委員からも同様の意見を拝聴しており、事務局の不手際であったことが判明したものでございます。大変申し訳ございませんでした。

総会終了後に、改めて新久保委員から、地元委員としては、是非、担当区域の定数等の変更を希望するとのご意見をいただきましたので、この度の上程に至ったものでございます。募集要項の別表を変更するには、まずはじめに、農業委員会等に関する法律第 17 条第 2 項の規定による、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当区域を見直し、担当区域における推進委員の定数の変更が必要となります。議案第 7 号関係資料 NO 2 の新旧対照表をご覧ください。

この度の修正箇所は、2 箇所、現行では、王司、清末それぞれを担当区域と

して分け、王司地区、1名、清末地区、2名を配置していたものを、王司と清末の2地区を1つにまとめて定数を3名として配置したところでございます。

続きまして、議案第7号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の改正でございます。前回の総会でもご説明いたしましたが、この度の改選に伴う要綱の条文については、改正箇所はございませんが、議案第6号が承認いただければ、要綱にあります別表の一部の改正が必要となりますので、この度、上程させていただきました。続きまして、報告第14号、令和8年度第3回総会議案第7号の訂正についてでございます。第3回総会で、議案第7号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項については、ご承認いただいておりますが、議案第6号が承認いただければ、募集要項の別表の一部が変更となります。通常であれば、議案第6号の承認後に、別表を訂正いたしますので、来月総会での報告案件に該当いたしますが、推進委員の募集の受付が、7月27日の月曜日からとなっておりますので、この度、報告させていただくものです。

最後に、先月の第3回総会で、阪田委員及び新久保委員からご質問をいただいておりますので、ご回答いたします。

まず、はじめに、阪田委員からご質問がありました利用権設定の満了通知の配布についてでございます。利用権設定の満了通知の配布については、平成30年度から、農地利用の最適化の推進に関する業務として、担い手への農地利用の集積、集約化の支援活動として実施してきたものでございます。令和7年度の推進会議でもご説明させていただいておりますが、明らかに転居している場合、長期不在や住所地がわからない等、本人に直接配布することが難しい場合は、事務局に返送いただければ、事務局で調査し、郵送するなどの対応をさせていただいております。農地利用の最適化の推進に関する業務の一環としての、利用権設定の満了通知の配布活動でございますので、令和8年度の活動方針については、8月の専門委員会でご協議いただき、9月総会でご報告させていただきたいと考えております。

続きまして、新久保委員からの質問がありました、最適化推進員の担当区域の定数の決定に至った経緯等でございます。まず、定数40名についてご説明いたします。現在の制度になる前の平成29年の農業委員の定数は、37名であったことから、当時の定数の決定根拠は、農業委員数以上の最適化推進委員を確保するため、平成21年の南部・北部農業委員会の合併時の選任委員7名を除く公選制の区域割の委員数、40名を定数としたもので、この定数は、平成29年に施行された下関市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例で定められています。

続きまして、各担当区域における推進委員の定数でございますが、公選法の定数が40名であった時の地区割りの定数をベースに、未集積の農地面積と遊休

農地の筆数により事務局で素案を作成し、委員から意見をいただき、集約、検討、調整がなされ決定したものでございます

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第6号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当する区域及び各区域における推進委員の定数について、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

続きまして、議案第7号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の改正について、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。なお、先程事務局からも報告がありましたとおり、議案第6号及び議案第7号が原案のとおり承認されましたので、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の別表の一部を訂正します。

議長（山田会長）

次に、日程第8、議案第8号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準の制定についてをお諮りします。それでは、農政専門委員会、石田安男副委員長の報告を求めます。

石田副委員長

農政専門委員会の石田です。先月の総会終了後に委員会を開催し、評価基準について協議いたしましたので、ご報告いたします。総会議案書60ページと議案第8号関係資料をご覧ください。これは、公募による被推薦者及び応募者を下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において評価するために必要となる、評価の基準を定めるものでございます。評価委員は、農業委員会会長のほか会長職務代理者、会長が指名する4名以内の農業委員会委員及び農業委員会事務局長で構成されます。基本的には前回の内容と同じですが、この度の案では、1の評価にあたっての基準を一部変更させていただいております。

前回までの基準では、地元地域団体から推薦された候補者を1番高く評価しておりましたが、令和5年度の改選時に、地元地域団体から推薦された候補者はおらず、多くの候補者は、農業関係団体からの推薦となっておりましたので、2番目の評価となっていた農業関係団体から推薦された候補者の評価を、1番目

に変更したものです。また、2番目を、その他団体から推薦された候補者、3番目を、地元農業者等から推薦された候補者として、一般応募の候補者を4番目の評価として追加させていただきました。以上で、ございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

副委員長からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、議案第8号、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準の制定について、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第9、議案第9号、農地法第52条の規定による賃借料の情報提供についてをお諮りいたします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご説明します。総会議案書61ページをご覧ください。

この案件は、農地法第52条により賃借料情報を提供するに当たり公表内容について決定を求めようとするものでございます。62ページの農地賃借料情報令和7年度案は田についてお示ししており、昨年度設定された利用権を使用貸借と賃貸借に区分し、賃貸借の中で、金納と物納、10アール以上と未満に区分して、地域ごとに賃借料の最高値と最低値と平均値を表にしたものでございます。63ページは畑についてお示ししており、同様に数値をまとめたものでございます。続いて、64ページをご覧ください。こちらは、62、63ページの賃借料情報を5区域のみに区分し、表にしたものでございます。続きまして、65ページをご覧ください。こちらは、3か年の賃貸借の数値をまとめたものでございます。なお、ご承認をいただいたのち、総会議案書62、63ページの内容については利用権設定期間終了通知書を送付する際に同封し、事務局窓口やJA支所等でも希望者へ配布できるようにする予定で、64ページの内容については市のホームページへ掲載いたします。65ページの内容については、参考資料として作成したものととなります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。これは、利用権を設定して、営農者が支払う金額等の情報

提供の趣旨だと思います。私は、下関土地改良区をあずかっておりますが、土地改良法では、営農者が組合員となる決まりとなっています。言い換えれば、利用権を設定をして営農する人が組合員となります。それで、ご承知とおり土地改良区では、賦課金というものを農地に対して賦課しております。この賦課金の請求の相手方は、組合員なんです。そうしますと、ここに表示されている賃借料なんです。賦課金を営農者が払っている場合と払っていない場合があります。令和３年度に県の整備課長から土地改良法に基づいた組合員の変更を指導してくださいということで、下関土地改良区では、営農者に組合員になっていただくように進めております。どうも実態はですね、土地所有者は、営農してもらっている、農地を作ってもらっているということで、賦課金をそのまま土地所有者が支払っている実態が結構あるようなんです。その実態を変更してくださいということが、令和３年度にでた山口県からの指導なんです。そういたしますと、営農者が賦課金を払った場合には、ここにでてこないのか、安いんじゃないかと、安く賃貸されているんじゃないのかということがでてきますが、その実態的には、賦課金を営農者が払っていないから、正しい実態がこの金額には反映されていないという指摘でございます。

議長（山田会長）

今の委員に対しての、事務局の意見をお願いします。

事務局（藤山事務局次長）

この数字は、双方で設定した場合の利用権の単価を集計したことになりますので、いちがいに・・・

阪田実委員

この賃借料のこの調査は、農業委員会、事務局がやっているのか

事務局（藤山事務局次長）

いいえ。これは、利用権の申出書等に記載されたものを事務局で集計しています。

阪田実委員

事務局で、相手方に対してこの金額には賦課金が含まれていますかとの確認をとってからすればいいのであって、今後は、賦課金を含んだ賃借料の調査をすることにすればいいと思いますし、賃借料に、賦課金が含まれていますか、いまいせんかを確認していただくだけでも、分かりやすいと思います。

土地改良区へ県からの指導があった旨を伝えていただければ問題はないと思いますが。

事務局には、その方向で進めていただければと思いますが。

岩本憲慈委員

ちょっといいですか。

議長（山田会長）

はい。どうぞ

岩本憲慈委員

今、伊田委員さんの説明では、所有者が賦課金を払っているものと払っていないものがあるとの説明がありましたが、この賦課金については、義務付きではないのでしょうか。私は、豊北町なのですが、賦課金は、最近は、 となっていますが、これは、払いたいものは払え、払いたくないものは払わなくていいというものではなくて、これは、義務として払っていると思います。

伊田喜弘委員

賦課金に対する質問ですか。いいですか。

議長（山田会長）

手短にお願いします。

伊田喜弘委員

賦課金は、義務です。税金と同じと理解されても構いません。

議長（山田会長）

よろしいですね。

新久保克己委員

いいですか。

議長（山田会長）

新久保委員どうぞ。

新久保克己委員

賦課金の金額は、地域によって異なっていますので、あくまでもこれは、賃借料であって、この賃借料を参考にして、利用権を設定する場合に、清末であれば、この金額ですよと私は参考資料として見えていますので、この金額に賦課金を含めると、清末は、いくら、安岡さんはいくらと、金額の差がでてしまいますので、参考資料にはならないと思ってます。

伊田喜弘委員

よろしいですか。

議長（山田会長）

どうぞ。

伊田喜弘委員

私は、新久保委員の反対の考え方です。賦課金を営農者が負担すればそのぶん、安く賃借したいと思うんです。ところが、賦課金を所有者が払えば高くなるんですね。実体的にそのようなことがおきつつあるので、私は、正しい、実態に近い金額を提供したいんです。

河本肇委員

いいですか

議長（山田会長）

どうぞ

河本肇委員

賦課金の件ですが、地元でもいろいろなやりとりがあって、たとえば、草刈りは私が担当する約束で賃貸する場合があります。いろいろなパターンがあるので、この参考資料に特別に含める必要はないと思います。

議長（山田会長）

4名の委員からご意見をいただきました。地域によっては、いろいろな意見や賃借の考え方も違うとは思いますが、事務局から説明がありましたこの賃借料の情報提供についての採決をお願いしたいと思います。また、このことについては、今後、改めて、機会を設けていただき、ご議論していただきまして、明確化していきたいと思います。よろしいでしょうか。よろしいですね。それでは、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第9号、農地法第52条の規定による賃借料の情報提供について、承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、本議案については、原案のとおり承認と決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第10、議案第10号、下関市農地パトロール利用状況調査実施要領の改正についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書66ページをお開きください。この要領は、農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の実施にあたり、山口県農業会議が策定した令和4年度農地パトロール実施要領を参考に実施期間や調査方法等を明確にした本市の実施要領を策定したものでございます。

この度、農地法の運用について及び山口県農業会議が策定した令和8年度農地パトロール実施要領の改訂に伴い、本市の実施要領の改正を行うものでございます。議案第10号関係資料をご覧ください。改正箇所は、第2条の実施期間を8月～9月を8月～10月に変更したものととなります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第10号、下関市農地パトロール利用状況調査実施要領の改正

について賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第１１、議案第１１号、農業委員の辞任及び欠員補充についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書６７ページ及び議案第１１号関係資料をご覧ください。令和８年６月２３日付けで、議席番号８番 加藤ソメ委員から、下関市長宛に、令和８年７月３１日付けで農業委員を辞したい旨の辞任願の提出がございました。農業委員会等に関する法律第１３条第１項に委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。と規定されていることから、令和８年６月２５日付けで、下関市長から、当該農業委員の辞任について、農業委員会の同意の可否について諮問があったものでございます。この度の辞任については、 の理由により委員活動の継続が困難なことから提出されたものであり、事務局は、正当な事由に該当すると判断しております。続きまして、欠員になった農業委員の補充選任についてでございます。選任手続きは、市長部局が行いますが、任命までには、推薦・募集等を行い、市議会の同意を得ることが必要で、相当の時間を要します。また、補充選任された農業委員の任期は、残任期間である令和９年２月までとなることから、この度は、下関市長への欠員補充の要請を行わない旨について、併せて決議いただくものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、まず始めに、議案第１１号のうち、農業委員の辞任について同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、議案第１１号のうち農業委員の辞任について同意することと決しましたので、その旨を下関市長に答申することといたします。

続きまして、議案第１１号のうち、農業委員の欠員補充について、この度は、下関市長へ求めないことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、議案第１１号のうち農業委員の欠員補充について、この度は、下関市長に求めないことといたします。

なお、加藤委員には、大変長い間、農業委員としてご苦勞様でございました。
心よりお礼を申し上げます。

議長（山田会長）

以上で、審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第 21、報告第 10 号を除く、日程第 12、報告第 1 号から日程第 24、報告第 13 号までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご報告いたします。報告第 1 号から報告第 6 号及び報告第 8 号については、専決により、受理通知書、承認書、証明書等を交付、通知いたしました。報告第 7 号は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約でございます。報告第 9 号は、過去に転用許可された案件の事業進ちょく状況報告及び完了報告となります。

報告第 11 号から報告第 13 号は、令和 8 年度第 3 回総会の議案書及び関係資料の訂正となります。訂正箇所は、報告書記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第 21、報告第 10 号を、農業振興専門委員会、坂田謙祐委員長の報告を求めます。

坂田委員長

6 月に開催しました農業振興専門委員会の結果をご報告いたします。これは、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に基づき、下関市長に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。今年 1 月に農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様に行ったアンケート結果をとりまとめ、ご意見を参考に事務局が意見書案を作成いたしまして、6 月の農業振興専門委員会にて審議いたしました。ご意見は色々ございましたが、その中でも重要と思われるものについて記載された内容となっており、専門委員会として承認いたしましたので、本日のご報告となっております。8 月 27 日に、山田会長及び田崎会長職務代理者より市長へ提出される予定となっております。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局及び委員長の報告が終わりました。ただいまの報告第 1 号から第 13 号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和 8 年度第 4 回定例総会の閉会を宣告いたします。

(終了時刻 10 時 50 分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....